○外崎浩子委員長　続いて、日本維新の会の質疑を行います。

なお、質疑時間は答弁を含めて十分です。小野寺健委員。

○小野寺健委員　令和七年度決算中、宮城県住宅供給公社に対する債権・貸付金と、県全体の債権管理のありようについて伺ってまいります。

今回取り上げますのは、県が昭和五十一年度に宮城県住宅供給公社に貸し付けた四千百二十三万八千円の債権についてであります。ちなみに、昭和五十一年の一万円は、現在の給与ベースの価値で約二万三千五百円ということですから、およそ二・三五倍で、今現在一億円余りの価値があります。この県の貸付金は、もとより県民の貴重な財産でありまして、適切な管理と着実な回収が大前提です。しかし本件は、長期間元本返済が行われておりませんで、また、利子利息もなく、当初契約に明確な償還スケジュールが設けられておりませんでした。そこで伺いたいのですけれども、貸付金の審査から返済状況の継続点検、債権保全や回収可能性の評価について、全庁的にどのような共通基準や運用ルールが設けられているのか、また、本件貸付けが当時の基準に照らして適切であったのか、認識を伺いたいと思います。

○中谷明博総務部長　私からは、共通基準や運用ルールについてお答えいたします。

県が行う貸付けにつきましては、地方自治法、それから財務規則に基づくほか、予算編成過程におきまして財政課と担当課で協議を行い、貸付けの可否や、貸付金額、返済方法等について決定しております。また、貸付け後の債権管理につきましては、全庁的な取扱いとしまして、債権管理の基本指針を平成二十二年に定めたところでございまして、所管課におきまして、当該指針に基づきまして適切に管理しているものと認識しております。

○齋藤和城土木部長　昭和五十一年当時は、仙台市内の住宅不足を背景として、宮城県住宅供給公社は、良好な住宅や宅地の安定的な供給において重要な役割を担っておりました。本貸付金は、公社が中堅所得者層向け賃貸住宅を建設するにあたり、住宅金融公庫からの借入れと併せ、県が建設費の不足分を貸し付けたものでございます。昭和五十一年の契約では、公庫借入金の返済完了後に、対象の土地建物を県へ寄附することで県分を返済する内容でございますけれども、平成十二年度の包括外部監査の結果を受け、平成十七年度に他の公社住宅の建設資金貸付契約も含めて公社が借入金弁済を完了した

ときは、県の出資金相当額を県に返済するとの変更契約を締結した経緯がございます。貸付けに当たっては、当時の住宅事情を背景とした県の支援の必要性や公社の財務状況等を考慮した上で、法令や財務規則の定めるところにより適正に審査が行われたものと認識してございます。また、債権保全の取組や回収可能性の評価につきましては、債権管理の基本方針等の趣旨を踏まえつつ、毎年度、公社の事業進捗や財務状況を把握する中で償還の見込みを確認してきたところでございます。

○小野寺健委員　平成十七年の契約見直しにおいて、毎年度の分割償還ではなくて、宮城県住宅供給公社側の借入金返済完了時に県へ一括返済する方式へ変更されております。早期回収や分割返済を具体的に検討したのか、検討したとすればなぜ採用されなかったのか、土木部としてどのような収支見通しや回収可能性評価に基づいて判断されたのでしょうか。公社は、経営悪化により平成二十四年に特定調停の申立てに至るなど厳しい経営状況にありました。条件緩和による回収リスクの高まりを認識しながら一括返済を選んだのであれば、債権者としての立場より住宅供給公社の支援を優先したと受け取られかねません。その判断は妥当だったのか疑問を持っております。この点どのような所見を持っていますか、伺います。

○齋藤和城土木部長　平成十七年の契約見直しに当たっては、県では、公社賃貸住宅の事業計画や県貸付金の償還計画を精査し、全ての債権が確実に回収されるかについて確認してございます。併せて、良好な住宅を供給し住民生活の安定に寄与する公社の役割と、将来に向けた経営の安定化の視点も踏まえた検討も行ったところでございます。当時、公社の経営状況が厳しい状況であったことから、住宅金融公庫等への返済を優先しつつ公社の経営改善と事業継続を図るため、償還期間を長期に設定することが必要との判断の下、住宅金融公庫への償還の完了後に返済する契約としたものでございます。変更契約を締結した平成十七年当時、公社の経営状況は大変厳しい状況にあったと改めて認識しているところでございますけれども、一方公社は、良好な住宅を供給し住民生活の安定に寄与する目的で設立された団体で、県としては事業の継続と経営の安定化の両立が重要と考えていたところでございます。そのため、県が公社の事業計画の進捗や財務状況を継続して確認し、適正に債権を管理していくことを前提として、公社の経営が安定した段階で一括して返済することが望ましいとして判断したものでございます。な

お、これらの債権については履行期限が長期に設定されることを踏まえ、計画どおり返済されないリスクもあることを重く受け止め適正な債権管理に取り組んできたところであり、その結果、契約どおり償還が履行されてきたところでございます。

○小野寺健委員　宮城県住宅供給公社に対する県の長期貸付金は、令和四年度末の時点でも約二億六百六十五万円が残存しておりました。個別案件の事情にとどまらず、こうした長期滞留債権の回収可能性や時効管理、債権保全の適否、漫然とした停滞を防ぐ共通ルールと検証体制が必要だったと考えます。

最後に、村井知事に伺います。

昭和五十一年度の貸付けに端を発する本件の債権は、半世紀近くにわたり続いております。令和四年度並びに令和五年度に監査委員が作成した決算審査意見書においても、未収債権の発生抑制や時効完成時期の可視化など、債権管理の適正化が強く求められております。これは単なる過去の事務処理ではなく、県民財産をどう守ってきたかという県政全体に係る問題となります。今回のようなスキームは昭和三十年代から昭和五十年代にかけて散見されております。このことに限らず、県の貸付事業や債権管理について、回収や保全が適切だったのか、県財政に与えた影響を含めて総括的に検証すべきではないでしょうか、村井知事の認識を伺います。

○村井嘉浩知事　貸付金の債権管理は、財務規則や債権管理の基本指針等に基づきまして、確実な償還に向けて所管課が債務者の状況確認と指導監督を行っており、住宅供給公社への貸付金につきましても、指摘のあったものは来年度に償還期限となり、それ以外のものはこれまで契約どおりに償還されているところであります。しかしながら、履行期間が長期にわたる貸付金について、不測の事態が生じ計画どおりに償還されなければ、県財政に影響を及ぼすものと認識しております。このため、これまで庁内に収入未済縮減推進会議を設置いたしまして、主に収入未済案件について部局横断で対応してきたところでありますが、今回の指摘を踏まえまして、当該会議において、長期貸付金債権の管理につきましてもしっかりと対応していきたいと思っております。私が知事になりました二十一年前は、どの外郭団体も真っ赤っ赤でございまして本当大変だったのですが、かなりよくなってまいりました。みんなで頑張ってきた成果ですが、まだこういった課題があることは事実でございますので、しっかりと対応してまいりたいと思って

おります。

○小野寺健委員　四千百二十三万八千円なのですが、公社の財務諸表を見ますと、まだお金がありますので、なるべく早めに返すことも選択肢としていいのではないかと私は思うのです。なので、これ一年だけ残っていますので、なるべく早めに対処していただきたい旨を求めまして、私の質問を終わりたいと思います。